

第1章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 環境基本条例と環境基本計画

1 練馬区環境基本条例

(1) 環境基本条例(平成18年6月練馬区条例第58号)

区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして、平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」(以下「環境基本条例」という。)を公布し、同年8月1日に施行しました。

ア 目的

環境の保全に係る基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、区の良い環境を実現し、地域環境と広域的な環境の保全に貢献する。

イ 基本理念

①良好な環境を次世代に引き継ぐ ②環境への負荷が少ない持続可能な社会を築く ③事業活動と日常生活全般において積極的に環境保全を進める

ウ 環境基本計画

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定める。また、施策の策定や施設の建設などに際して、環境に配慮していく。

エ 区民参加や区民への支援など

区は、区政への区民参加を進め、環境保全に関する区民活動を支援する仕組みを整備するとともに、環境学習や環境保全への意識啓発の推進に努める。また、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に応じて区民や事業者措置を要請することができる。

オ 環境に関する情報の公表

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成し、結果を公表する。また、環境に関する情報を区民や事業者に提供する。

(2) 練馬区環境審議会

環境基本条例第22条の規定に基づき、「区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織」として、平成18年12月に設置しました。

区長の諮問に応じて、環境基本計画に関することおよび区の環境の保全に関する基本的事項について調査審議します。委員の任期は2年で、公募区民5名、区民団体推薦4名、事業者団体推薦4名、学識経験者2名、教育関係者2名、関係行政機関職員1名の計18名の委員で構成しています。

令和元年度は4回開催し、「練馬区環境基本計画 2011(後期計画)の進捗状況評価結果」「環境基本計画の改定」について審議しました。

(3) 環境都市練馬区宣言(平成18年8月)(巻頭に記載)

環境基本条例の施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組み、より良い環境を次の世代に引き継ぐ決意を内外に明らかにしました。

2 練馬区環境基本計画 2020(令和2年3月策定)

(1) 策定の背景、位置付け

環境基本条例に基づき、区の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定しています。

「練馬区環境基本計画 2011(後期計画)」※の方向性を継承し、第2次ビジョンの環境分野の施策を体系化するものとして、令和2年3月に策定しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法の「地域気候変動適応計画」として位置付けています。

※平成22年度に策定し、28年度に後期計画として改定。(計画期間 平成29年度～令和元年度)

(2) 計画期間

令和2年度から令和11年度までの期間を対象とします。

(3) 望ましい環境像と目標、施策

「みどりの風吹く 豊かな環境のまち ねりま」を望ましい環境像として定め、環境面の施策を推進します。望ましい環境像の実現に向け、4分野それぞれに目標を設定します。

■みどり

目標 練馬のみどりを未来へつなぐ

方針1 みどりのネットワークの形成

- ① みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり
- ② 暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりと良好な管理
- ③ みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備や河川改修、駅周辺・公共施設におけるみどりの空間づくり
- ④ 樹林地や樹木の保全と管理
- ⑤ 地域ぐるみでの緑化の推進とみどり豊かな開発の促進
- ⑥ 都市農地の保全

方針2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

- ① 個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充
- ② 公園や憩いの森の区民管理の拡充
- ③ みどりを守り育てる人材や団体の育成、区民による取組の支援
- ④ みどりを育む基金を活用したみどりと積極的に関わる機会の拡充

■エネルギー

目標 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

方針1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

- ① 避難拠点での電気自動車等の活用
- ② 避難拠点への太陽光発電設備の導入

方針2 効率的で低炭素なエネルギーの確保

- ① 再生可能エネルギーの利用促進
- ② 省エネルギーへの取組
- ③ 地域コジェネレーションの構築
- ④ 区民・事業者と連携した温室効果ガス排出量削減の取組
- ⑤ 防災・環境・まちづくりとの連携
- ⑥ 清掃工場の活用
- ⑦ 地域活動を担う人材の育成

■清掃・リサイクル

目標 みどりあふれる循環型都市をめざして

方針1 ごみの発生抑制・再使用の促進

- ① プラスチック使用の削減
- ② 食品ロスの削減
- ③ 生ごみの発生抑制・資源化
- ④ 再使用の促進

方針2 多様な資源循環の推進

- ① 区民・事業者が進める資源回収の促進
- ② 区が進める資源回収の推進

方針3 適正処理の推進

- ① 排出ルール徹底、事業者の自己処理責任の徹底
- ② 資源・ごみの収集運搬と適正処理・処分

方針4 協働の取組の推進・環境学習の充実

- ① 3Rに取り組む区民・団体・事業者の活動支援
- ② 3Rに関する普及啓発や環境学習の充実

■地域環境

目標 快適な地域環境をつくる

方針1 良好な交通環境の整備

- ① 環境に配慮した都市計画道路の整備
- ② 西武新宿線の立体化
- ③ 大江戸線の延伸
- ④ みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進
- ⑤ 自転車利用環境の整備

方針2 良好な生活環境の保全

- ① 公害発生の防止や空き家対策など生活環境の保全
- ② 環境に配慮したまちづくりの推進
- ③ 環境にやさしい住まいづくりの促進

方針3 気候変動への対応

- ① 雨水流出抑制対策の推進
- ② 暑熱環境対策の推進

方針4 協働の取組の推進・環境学習の充実

- ① 環境保全活動を行う区民・団体との連携、支援
- ② 地域活動を担う人材の育成
- ③ 環境学習、環境教育の推進

(4) 進捗管理

毎年度点検・評価します。進捗状況の点検は、区の環境状況や環境保全施策の実施状況を示す環境指標を定めて行います。環境指標は、環境審議会において進捗状況を評価し、見直しの必要性や方向性等について検討します。

3 練馬区環境基本計画 2011(後期計画)(平成 29 年 3 月策定)の取組結果

練馬区環境基本計画 2011(後期計画)の対象期間は、平成 29 年度から令和元年度までとしていました。計画終了後、12 の環境指標について、成果の点検を実施したところ、以下の結果となりました。

環境指標の進捗状況に関する調査結果	
A 順調に進捗している(進捗状況が概ね8割以上)	10 指標
B ほぼ順調に進捗している(進捗状況が概ね6割以上8割未満)	0 指標
C 進捗状況がかんばしくない(進捗状況が概ね 6 割未満)	1 指標
D その他(単年度の評価が困難等)	0 指標

基本施策	環境指標	令和元年度 目標値	令和元年度 実績	評価
みどり豊かなまちをつくる	区のみどり施策への満足度※ ¹	維持・向上	77.0%	A
	区全体の「みどり」に対する満足度※ ²	維持・向上	—	—
自立分散型エネルギーのまちをつくる	住宅・事業所の再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助件数(累計)	8,404 件	8,749 件 うち事業所用 79 件 管理組合 89 件	A
	区内のエネルギー消費量※ ³	20,824TJ	20,572TJ	A
循環型のまちをつくる	区民 1 人 1 日あたりのごみ収集量	令和 8 年度までに 443 g 以下	478 g	A
	リサイクル率	令和 8 年度までに 25.2%以上	23.7%	A
快適な地域環境をつくる	管理不全な空家等およびいわゆるごみ屋敷に対する指導棟数	60 棟	97 棟	A
	雨水流出抑制対策量(累計)	令和 3 年度までに 555,000 m ³	548,928 m ³	A
	区内の都市計画道路の完成率	6 割	50.9%	C
学びと行動の環を広げる	環境作文コンクールへの作文応募数	1,100 作品	987 作品	A
	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	111,890 世帯	126,172 世帯	A
	ねりまエコ・アドバイザーが関わった環境保全・環境教育関係事業の実施数	1,150 件	932 件	A

※¹ 区民意識意向調査において毎年調査される項目。

※² 区民意識意向調査において概ね 5 年に一度調査される項目。

(前回調査平成 28 年度、次回調査予定令和 3 年度)

※³ 区内のエネルギー消費量が確定するのは、概ね 2 年後になります。そのため、令和元年度実績欄に記載した数値は平成 29 年度のエネルギー消費量となります。